

居住者名簿管理細則

設定 平成 29 年 5 月 14 日
改正 平成 30 年 5 月 13 日

(総 則)

第 1 条 この細則は、「共同生活の秩序維持に関する協定(以下「協定」という。)」第 7 条の規定により提出された入居者名簿を基に作成される「居住者名簿」の運用、保管に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この細則における「居住者名簿」とは、「協定」第 7 条により届けられた入居者名簿を綴ったもの(以下「居住者名簿原本」という。)及び入居者名簿に記入された内容の全部若しくは一部を掲載した文書(電磁的記録を含み、以下「目的別名簿」という。)をいう。

(名簿の作成, 利用の目的)

第 3 条 居住者名簿は、次の各号に掲げる目的のために利用するものとし、第 8 条に定める場合を除き、他の目的に供してはならない。

- 一 総会の通知(開催, 決議事項等)
- 二 理事会の通知(開催, 決議事項等)
- 三 霧が丘グリーンタウン第四住宅管理組合理約(以下「規約」という。)第 9 条(組合業務)に定める管理組合の業務遂行
- 四 規約第 13 条(組合業務の委託等)に定める管理組合業務の全部又は一部を管理業者等に委託し、又は請け負わせる場合
- 五 自然災害などの緊急時の連絡
- 六 「災害時助け合い連絡票」の作成
- 七 その他理事会が必要と判断した業務

(名簿掲載情報)

第 4 条 居住者名簿原本に掲載する情報は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 部屋番号
- 二 区分所有者の氏名, 住所及び連絡先
- 三 居住資格(区分所有者, 賃借人, 使用借人, その他)
- 四 居住者全員の氏名, 性別, 生年月日
- 五 入居日
- 六 組合員及び居住者の連絡先(電話番号, 電子メールアドレス等)
- 七 組合員及び居住者の緊急連絡先(氏名, 電話番号等)

(名簿の作成, 更新)

第 5 条 理事長は、「協定」第 7 条により届けられた入居者名簿を基に居住者名簿原本を作成する。
2 理事長は、居住者の移動等を毎年調査し、居住者名簿を更新する。
3 理事長は、名簿の作成, 更新のうち電磁記録を作成にするあたり、次の各号に掲げる項目について理事会の決裁をもって、かかる業務を外部委託することができるものとする。
一 個別業務委託契約書
二 秘密保持契約書

(名簿の管理)

第 6 条 理事長は、居住者名簿原本を管理事務室書庫に施錠の上、厳重に管理する。
2 理事長は、理事の中から居住者名簿管理の補助者を指名することができる。
3 第 3 条に定める利用目的のために必要と判断される一部の事項を掲載した目的別名簿については、理事会が別途保管方法を定めることができる。
4 理事長は、居住者名簿の一覧表を作成し、適切に管理する。一覧表には、名簿の名称, 利用目的, 作成日, 保管場所, 更新日, 記録媒体(紙, 電磁記録)などを記載する。
5 電磁的に記録された居住者名簿は、インターネットに接続しない専用パソコン等に、ファイルにパ

パスワードを設定して管理する。

- 6 パスワードは英数字混在で8文字以上とし、毎年更新するものとする。
- 7 不要になった居住者名簿は、作成、更新に用いた書類と共に、焼却、粉砕等の確実な方法によって廃棄する。電磁的記録の場合も同様に、バックアップファイルも含め確実な方法によって削除する。

(名簿の閲覧)

- 第7条 理事長は、組員又は利害関係人の理由を付した書面による閲覧請求があった場合は、閲覧を拒否する正当な理由がある場合を除いて、理事長または名簿管理補助者立会いのもと、閲覧させなければならない。この場合において、理事長は閲覧につき、相当の日時・場所等を指定することができる。
- 2 前項により名簿を閲覧する者は、閲覧した情報について閲覧の目的以外にこれを利用してはならない。
 - 3 第1項のうち、利害関係人に対する名簿の閲覧については、住戸番号、氏名等必要な範囲内に限定することができるものとする。

(第三者提供の制限)

- 第8条 理事長は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、居住者名簿を第三者に提供してはならない。
- 一 警察、裁判所等の法令に基づく紹介等があった場合
 - 二 生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(守秘義務)

- 第9条 居住者名簿の作成、更新、利用、保管等の業務にあたる者は、正当な理由がある場合を除き、それによって知り得た居住者に関する情報を漏らしてはならない。これらの業務にあたる者でなくなった後も、同様とする。

(細則外事項)

- 第10条 本細則に定めのない事項については、規約又は協定の定めるところによる。

(附 則)

この細則は、平成29年5月15日から施行する。